

## 第 3 回新潟市地域公共交通会議協議事項の概要

- (1) 【北区】 陽光・松浜・濁川地区住民バス運行計画（変更）（案）について  
（資料 1、資料 1-1）

下水道工事のため、迂回運行していた一部区間について、下水道工事の完了に伴い、従前のルートに復旧する。

- (2) 【江南区】 横越地区住民バス運行計画（変更）（案）について  
（資料 2、資料 2-1）

平成 27 年 11 月より道路運送法第 4 条の許可により運行していた横越地区住民バス『阿賀野ルート』について、利用者の低迷などにより運行の継続が困難と判断し、路線の廃止を行う。

- (3) 【秋葉区】 区バス運行計画（変更）（案）について  
（資料 3、資料 3-1）

バス停の新設（4 か所）及びルート変更と、早朝増便の社会実験を行い、利便性を向上させ、更なる利用者増加を図る。

- (4) 【南区】 区バス運行計画（変更）（案）について  
（資料 4、資料 4-1）

利用動態調査の結果等を踏まえ、7 ルート中 4 ルートについて、運行ルート・便数・ダイヤ、停留所、運賃の一部見直しを行い、運行の効率化を図る。

- ~~(5) 【南区】 月潟地区住民バス運行計画（変更）（案）について  
（資料 5、資料 5-1）~~

→今回の会議では協議しないこととなりました。

- (6) 【西区】 坂井輪地区住民バス運行計画（変更）（案）について  
（資料 6、資料 6-1）

社会実験として実施していた土曜日運行を本格運行とし、更に、通勤や通学の利用にも配慮したダイヤ設定とすることで、更なる利用者増加を図る。

(7) 【西蒲区】区バス運行計画（案）について

(資料7、資料7-1)

通学時間帯の便を巻高校前までルート延伸させ、更なる利用者増加を図る。

(8) 【西蒲区】角田地区住民バス運行計画（変更）（案）について

(資料8、資料8-1)

平成27年度から道路運送法第21条の許可により、社会実験として運行しているが、許可期限を迎えることから、新たに同法第4条の許可申請を行い、運行を継続するもの。併せて、ダイヤやルートの変更を行い、更なる利用者増加を図る。